

パブリックコメントの意見要旨とそれに対する市の考え方

■景観計画(案)について

	意見要旨	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・街道そのものの景観を活かし、電線、電柱の地中化（又は裏通りへの移設）、広告物の規制、路面のカラー舗装ないしカラーブロック化といった景観施策はとれないのか。 ・旧伊勢道や馬の瀬街道など、五街道以外の旧街道についても、街道の景観として取り上げるべきではないか。 	<p>本市には、古代から現代に至るまで、重層性ある多彩な景観が数多くあります。</p> <p>旧街道もその一つであり、これまで地域の特性を踏まえながら歴史的環境にみあった路面整備や電柱の美装化などを進めてまいりました。</p> <p>景観計画では、このような旧街道沿いの歴史的なまちなみ景観について、堺を特徴づける「活かしたい堺の景観」として位置付け、良好な景観形成を進めることとしています。</p> <p>良好な景観形成にあたっては、市民、事業者、行政それぞれが景観形成の担い手として、良好な景観を守り、育み、創出していくことが大切であり、今後とも、これらの景観資源を有効に活かしながら、地域に応じた景観形成を進めていきたいと考えております。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・交通乗用具から見た景観も検討の対象とすべきではないか。立体化した高架道路や高架鉄軌道の側面を、環境維持のために防音壁で囲み、交通用具からの景観を奪っている。主要道路や鉄軌道からの景観対策として、防音壁の透明化や鉄軌道車両の走行音発散防止などについても検討に加えて欲しい。 	<p>公共空間には良好な景観を先導する役割が求められており、景観計画では、公共事業において先導的な景観形成を進めていくこととしています。</p> <p>景観は、まちづくりの積み重ねにより形成されるものであり、景観計画の実施にあたっては、近隣住民へのプライバシーに配慮するなど地域との調和を図りつつ、他の施策との連携も考慮しながら、良好な景観形成に向け取り組んでいきたいと考えています。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・海中、水中の景観にも考慮して欲しい。旧堺燈台の基礎などは海中景観の1つの候補ではないか。また、観光資源として、取り上げ得るのではないか。 	<p>景観は、人が容易に目にし、感じることなどができるものと考えています。今後とも、文化・観光振興の取組みなど他の施策との連携を図りながら、これら資源を活かした良好な景観形成を進めていきたいと考えています。</p>

4	<p>・百舌鳥古墳群を俯瞰できるところがない。気球やヘリコプターなどで、空中からの景観として検討する価値があるのではないか。</p>	<p>百舌鳥古墳群、特に仁徳天皇陵古墳を俯瞰したいという声が多いことは承知しており、百舌鳥古墳群を望見し、感じる事ができる視点場の形成も含め、本市としての課題であると認識しております。ご提案については、今後、古墳群の周辺整備における検討材料とさせていただきます。</p>
---	--	---

■景観条例(案)について

	意見要旨	市の考え方
5	<p>・百舌鳥古墳群・古市古墳群は世界遺産登録の国内暫定リストに入ったので、この機会を逃さずに今回の景観条例改正の中に、具体的なバッファゾーンの範囲とその地域内での高さ制限や色彩・形態などを規制する条例要項を制定すべき。</p>	<p>堺市景観計画は、堺固有の景観資源を活かした景観形成による堺らしいまちの魅力の創出に向け、良好な景観形成の方針やその実現に向けた公民協働による取組みの考え方を示すものです。その中で、百舌鳥古墳群周辺地域については「重点的に景観形成を図る地域」として位置付け、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備とあわせ、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法などを活用し、建築物の高さや色彩などの形態意匠の景観誘導により、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図っていくものとしています。</p> <p>世界文化遺産登録に向けては、周辺地域の環境整備や景観形成などの取組みを総合的に進める必要があります。また地域のみなさんの合意形成が必要です。現在、バッファゾーンの設定や制限内容などについては、世界文化遺産登録有識者会議や世界文化遺産推進本部会議において、検討しているところです。</p> <p>今後、百舌鳥古墳群周辺地域の景観形成にあたっては、バッファゾーンの設定等を踏まえ、まちづくりの機運を高めながら、景観計画の実現に向け取り組んでまいります。</p>

■その他について

	意見要旨	市の考え方
6	<p>・堺市景観計画と景観条例改正にあたり、各区で説明会を開いてほしい。その際には、市として、堺市をどのような街にしたいのか、どのような都市景観をイメージしているのか。その熱意や考えを聞きたい。行政の顔を見えるようにしてほしい。また景観計画と景観条例改正は、堺市全体にかかわり、また、市民や業者にも負担がかかると予想される。時として重い決断も必要となる。賛成、反対もあると思うが、行政として、これは堺市の発展に必要だという信念と決意を、説明会等で示して欲しい。</p>	<p>豊かな歴史・文化をもつ本市において、景観形成にあたっては、これらの堺固有の資源を活かし、快適で潤いある生活環境の実現や、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めていくことが重要です。</p> <p>景観は、日々の暮らしや都市の営みなどの都市活動の積み重ねによって創りあげられるものです。良好な景観形成を図るうえでは、市民、事業者、行政それぞれが景観形成の担い手として、暮らし、地域、さらには都市の魅力を高め、愛着と誇りを持てるまちづくりの実現につなげていくことが大切であると考えています。</p> <p>景観計画では、このような本市の景観形成の意義や良好な景観形成に向けた方針とともに、「全市における景観形成」、都市づくりと連動した「重点景観形成地域」の景観形成、「住民主体の景観まちづくり」の3つのレベルに応じた推進方策を示しています。特に、全市における景観形成にあたっては大規模建築物等の届け出制度に変更があることから、景観計画及び景観条例の施行にあたり、約半年の周知期間を設け、関係団体等への制度の周知を行う予定です。</p> <p>また、現在、景観に関する取り組みや活動を行っている地域もあり、地域住民等ある程度の人数が集まって、説明会のご要望がございましたら説明に伺わせていただきます。</p>